



## 腐敗防止強化のための東京原則

本原則に賛同する企業は、国連グローバルコンパクトの腐敗防止に関する第10原則に基づく取組みを前進させ、社会・企業双方の持続可能性及び透明性を向上させる一環として、以下の腐敗防止強化のための基本原則の実施を目標に取り組みます。また、腐敗防止に向けた取組状況について贈賄防止アセスメントツールなどを活用しながら可能な範囲で積極的に開示し、投資家をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話に努めます。

### 1 経営トップによるコミットメントと行動

経営トップを含め、企業集団として、不正を行ってまで売上や利益を追求してはならないという姿勢を明確に示し、率先垂範するための具体的な行動をとる。

### 2 リスクベース・アプローチの採用

腐敗の実態や自社が直面する贈賄リスクを的確に把握・評価した上で、贈賄リスクの高い事業活動に対して重点的に対処するリスクベース・アプローチを採用する。

### 3 基本方針及び社内規程の策定

明確な贈賄防止に向けた基本姿勢を示す基本方針及びそれを具体化する社内手続等を規定する社内規程を策定する。

### 4 組織体制の整備

企業の規模及び贈賄リスクの程度に応じ、本社及び現地拠点双方において、贈賄を防止しかつ有事に対応するための実効的な組織体制や情報伝達ルートを整備する。

### 5 第三者の管理

エージェントなどの第三者を通じて行われる贈賄を防止するため、第三者の贈賄リスクを適切に評価し、評価結果をふまえて第三者との取引関係を管理する。

### 6 教育

経営トップ及び役職員に対し腐敗防止に関する教育を実施することにより、基本方針及び社内規程の理解を深めると共に、現場での賄賂の不当要求への対応方法も共有する。

### 7 モニタリングと継続的改善

基本方針及び社内規程の実施状況を定期的にモニタリングし、その結果をふまえ、外部機関との連携なども通じて、腐敗防止のための取組みを継続的に改善する。